

## 財政事情書の閲覧の請求及びその方法についての規則

〔平成7年3月31日〕  
規則第30号

改正 平成20年3月31日規則第12号

平成25年2月21日規則第1号

(趣旨)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による文書(以下「財政事情書」という。)の閲覧の請求及びその方法について別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(閲覧の場所及び時間)

**第2条** 財政事情書の閲覧は、総務課において一般執務時間中にこれをしなければならない。

(閲覧の手続)

**第3条** 財政事情書を閲覧しようとする者は、財政事情書閲覧者受付簿(別記様式)に所定の事項を記入しなければならない。

(閲覧に関する行為の制限)

**第4条** 閲覧人は、指示された場所で閲覧し、これを持出し、又は破損若しくは加筆等の行為をしてはならない。

(閲覧の中止又は禁止)

**第5条** この規則に違反し、又は職員の指示に従わない者に対しては、閲覧を中止又はこれを禁止することがある。

(財政事情書の保存)

**第6条** 閲覧期間経過後の財政事情書はこれを破棄することなく住民の参考に供し得るように編てつし、総務課に保存しなければならない。

### 附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月21日規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

財政事情書閲覧者受付簿

閲覧 年月日	閲覧請求書			
	住所	職業	年齢	氏名